

令和２年度みえの出逢い支援事業にかかる業務委託仕様書

１ 業務の目的

県では、「結婚を希望する人が結婚できる地域づくり」の実現に向け、平成２６年度から「みえの出逢い支援事業」に取り組み、「みえ出逢いサポートセンター」を設置して、出逢いの場の情報提供を中心に、さまざまな出逢い支援を進めている。

令和２年度は「みえ出逢いサポートセンター」を中心に、県民ニーズに応じた多様な出会いの場に関する情報提供、地域社会全体で結婚を希望する人を応援する地域づくりの実現等を継続的に支援する。

２ みえ出逢いサポートセンターについて

「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）は、県が委託して設置するもので、下記「３ 委託業務」に掲げる各種業務を行う組織とする。

（１）センター事務所について

県内にセンターの事務所を設置する。設置する事務所の要件は次のとおりとする。

- ・センター事務所は、受託者の既存の事務所内での設置を可とするが、センターの事務所であることを表示すること。
- ・センター事務所内に、来訪者用の相談対応スペースを設けること。スペースは４名以上が着席でき、相談者のプライバシーに配慮した配置とすること。

（２）人員体制

センターの人員体制は、原則として３名以上とする。職員の要件等については次のとおりとする。

- ・センター長（総括責任者）１名
センター長は総括責任者として、業務を総括する。センター長は専任である必要はなく、また常勤である必要はないが、月２日以上は勤務すること。
- ・センター職員 ２名以上
出会いの場となるイベントや出会いに向けてのセミナー（以下「イベント等」という。）の情報提供や、出逢いを応援する団体や企業等に対する助言、利用者からの相談対応業務等の担当者として、常勤の職員を置くものとし、センターの開設にあわせ、すみやかに従事できるようにすること。

（３）センター設置日

センターの設置日は、令和２年４月１日とする。

（４）センター開設以降の通常の開所日・開所時間について

開所日は、県と協議のうえ決定するものとするが、原則として、月１８日以上とす

る。開所時間は、一日当たり 8 時間を目安とする。

3 委託業務

受託者は、センターを設置したうえで、次の業務を行うものとする。なお、委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

(1) 出会いの場の情報提供（別紙 1 出会いの場の情報提供 概念図 参照）

①結婚を希望する人にかかる業務

ア イベント等の情報の提供

イベント等の情報を SNS 等で配信するとともに、専用ホームページで周知する。

なお、情報配信にあたっては次のことに留意すること。

○SNS 等による情報提供

- ・利用者が手軽に情報を受信することができる方法（SNS 等）で情報を提供すること。（個人の携帯電話やパソコン等に直接情報が届く方法とすること）
- ・利用者の受信状況等を確認し、配信の内容、頻度などについて、イベント参加意欲を高めるものとなるよう工夫すること。

○ホームページによる情報提供

- ・ホームページでの情報提供にあたっては、出会いを希望する方のニーズや居住地に応じたイベントを見つけやすいように、募集中イベントの「開催日」「開催地域」「対象年齢」「内容」「参加費」「締切日」などの情報が容易に確認できるようにすること。また、地域別にイベント情報を提供すること。

イ カップル向け交際支援

センターが紹介したイベントにおいてカップルとなった方のうち希望者に対し、状況やニーズに応じた基本的なアドバイス（交際相手への連絡の促進、別れてしまった人へのセンターの再活用促進）を行うこと。

なお、出逢い応援団体を通じ、イベント実施時にセンターで交際支援を行っている旨を周知すること。

ウ カップルに対する情報提供

企業等において、カップルを支援する取組等を募集し、センターが紹介したイベントにおいてカップルとなった方に対し、その情報を提供すること。

- ・カップルで出かけるきっかけとなるようなサービスや、結婚をサポートするよ

うなサービス等を提供いただける企業等を募集し、応募のあった企業等の登録事務を行うこと

- ・ 応募のあった企業等の情報については、ホームページに掲載すること。（企業等が掲載を拒否する場合を除く）
- ・ イベント等においてカップルとなった方に対しホームページの情報を提供すること。

②「出逢い応援団体」（県内各地で結婚を希望する人向けのイベント等を企画・実施する団体・市町・民間企業等）にかかる業務

ア 「出逢い応援団体」の募集・登録

県内において、イベントを企画・実施する飲食店、ホテル、旅行会社、市町、団体などを「出逢い応援団体」として募集する。

応募があった場合は、出逢い応援団体の趣旨の理解、イベント開催に向けた実施体制などを確認し、出逢い応援団体としてイベントを企画・実施することに支障がないと認められる場合は、登録を行う。

イ 「出逢い応援団体」によるイベント等の募集・登録・周知

「出逢い応援団体」が主催するイベント等を募集し、応募のあったイベント等を登録して、（１）①アに記載の方法で周知を行う。周知にあたっては、参加人数が集まらずにイベントが中止になることがないように、工夫し周知を行うこと。

なお、イベントの開催にあたり、個人情報保護、トラブルの未然防止にかかる取組を「出逢い応援団体」に徹底し、センターの信用を失墜させることのないよう対策を行うこと。

ウ 「出逢い応援団体」からのイベント終了後の実績報告の受理

イベント終了後に「出逢い応援団体」からの実績報告を受領する。

実施報告には、参加者数、カップル成立数などを記載すること。

エ 「出逢い応援団体」への運営支援

「出逢い応援団体」が出会いの機会が必要な方のニーズに応じたイベント開催ができるように、企画検討の際に助言等のサポートを行う。

また、出逢い応援団体の参加者受付業務を支援するためのツールとして、インターネットを利用した参加申込フォーム及び参加申込書様式の提供を行うこと。
なお、必要に応じ前記の申込フォーム、様式に加えて他のツールを提供してもよい。

オ 複数の団体、企業が関わったイベント等の実施サポート

地域全体で結婚を応援する気運を醸成し、結婚を希望する方のニーズに応じた多様なイベント等が実施されるよう複数の企業・団体が連携した取組が行われるよう働きかけ、実施に向けたサポートを行うこと。

なお、連携して取組を行った企業・団体数は31企業・団体を目標とすること。

③「出逢いサポート企業」（従業員等に独自の結婚支援を行う企業等）にかかる業務

ア 「出逢いサポート企業」の募集・登録

従業員に対し、イベントの周知や、独自の結婚支援の取組を進める企業・団体を「出逢いサポート企業」として募集し、登録する。

イ 「出逢いサポート企業」への情報提供

「出逢いサポート企業」に対し、イベント等の情報を提供する。なお、情報を提供するには、「出逢いサポート企業」が従業員等に周知しやすいように、必要に応じ適切なツール（社内に掲示しやすいポスターやチラシなど）を作成すること。

ウ 「出逢いサポート企業」の従業員等を対象とした出逢いイベント開催支援

「出逢いサポート企業」が、各企業のニーズや状況に応じて、従業員が参加しやすい出逢いイベントを開催することを希望する場合、企画や実施に関する助言等を行うこと。

また、企業が希望するイベントに応じて、出逢い応援団体を紹介するなどのコーディネートを行うこと。

④社会全体で結婚を応援する気運醸成にかかる業務

結婚を希望する人を応援する地域づくりをさらに進めるため、多様な企業などと連携しながら、社会全体で結婚を応援する気運を高める以下の取組を実施する。

ア #思いやりアクションの取組（別紙2）

県がこれまで取り組んできた、『夫婦・恋人がパートナーに対する「感謝」「愛情」「信頼」の気持ちを行動にして伝える「#思いやりアクション」』の仕組み等を活かして、結婚を応援する気運を高める取組を実施すること。

・ #思いやりアクションパートナーの登録

夫婦・恋人向けの割引サービス、特別メニューの提供などの特典を設けて、「#思いやりアクション」を応援する企業「みえ #思いやりアクションパートナー」の募集を行うとともに、申し込みのあった企業の登録事務等を行うこと。

イ その他

社会全体で結婚を応援する気運を高めるために、県民が日常生活の中で利用することの多い業種、業界などと連携した情報発信を行うこと。

⑤地域における出張相談の実施

センターの利便性を高めるため、また、地域での出会い支援の取組のサポート、地域における市町や企業、団体間の連携が進むよう下記のとおり出張相談を実施する。

- ・北勢地域（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市）、中勢地域（津市、松阪市 多気町 明和町 大台町）、南勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）、伊賀地域（伊賀市、名張市）、東紀州地域（尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）の各地域で実施すること。（センター事務所を設置する市町は除く）
- ・出張相談は1地域あたり年間4日（連続2日を2回）の開設を目安とする。
- ・相談窓口では、市町、企業、団体などから相談を受け付けるものとする。
- ・会場は、受託者からの提案または県から提示する場所から協議のうえ決定する。
- ・実施にあたっては、各地域の利用者に対し広報を行うこと。

（２）出会いを希望する方のニーズ把握

センター業務に対する満足度や、センターに期待する取組などのニーズを把握するため、年2回程度アンケート調査を実施し、そのつど結果を分析して、県に報告すること。また、アンケート結果を運営に活かすとともに、県と協議を行いながら改善に取り組むこと。

（３）ホームページ及びシステム等の保守・管理

上記（１）の業務を行うための専用ホームページの作成及び関連システム等の保守・管理を行う。

① ホームページの作成

下記情報を掲載した新たなデザインの専用ホームページを作成すること。ただし、「平成31年度みえの出会い支援事業にかかる業務委託」において管理していたコンテンツ（出会い応援団体、出会いサポート企業の登録、出会い応援団体によるイベント情報の登録にかかるシステム）については、県から提供を行うものを活用すること。

デザインについては、主にスマートフォンからの閲覧を想定したものとするが、PCからも閲覧可能なものとする。

あわせて、ホームページは常時SSL化すること。

ア 出会い支援にかかる情報

- ・センターの紹介（センターの活用方法、事業の仕組みなど）
- ・出会い応援団体、出会いサポート企業の紹介、登録方法の案内
- ・3（１）①のSNS等による情報提供にかかる紹介（登録方法など）

- ・出逢い応援団体の実施するイベント情報（3（1）①参照）
- ・イベント参加に関する Q&A など出会いの機会に関する情報

イ カップル応援等にかかる情報

- ・(1) ①ウ（カップルに対する情報提供）の情報
- ・(1) ④ア（＃思いやりアクション）の情報

上記内容について、項目毎に別ページとしてもよいが、利用者が閲覧しやすいよう工夫すること。

専用ホームページは、情報を逐次修正できるよう管理しやすい仕組みを整えるとともに、利用者が最新情報を容易に検索・閲覧できるようにすること。また、新着情報等を逐次掲載すること。

② 専用ホームページ及び付帯設備等の保守・管理

専用ホームページ及び関連システムは、レンタルサーバ又はクラウド上で運用することとし、現行の「みえ出逢いサポートセンター」のホームページ上のコンテンツのうち、出逢い応援団体、出逢いサポート企業の登録、出逢い応援団体によるイベント情報の登録といった3つのシステムを引き継ぐこととし、ホームページを運用するシステム上では、公開可能な情報のみ登録して取り扱うこととする。

また、ドメインは、現行のドメイン（<https://www.deai-mie.jp/>）を引き続き使用するものとする。

なお、搭載データ量・データ処理量（1TB程度）を考慮したうえで支障なく運用できるものとし、その運用にあたっては、情報保護対策を施したセキュリティの高いサーバもしくはクラウドとし、不正アクセス及びコンピューターウイルスの侵入から情報を保護するための技術的対策を十分に講じること。

また、耐障害性（可用性）要件として

ア．システム全体の冗長化を図ること

イ．電源は機器単体の冗長化を図り、活性交換が可能であること

ウ．ハードディスクを必要とする場合は、機器単体の冗長化を図り、活性交換が可能であること

なお、情報セキュリティに関しては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に原則準じるとともに、疑義があれば、その都度県と協議するものとする。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyousehou_policy/>

(4) センターの運営に関する業務

①運営規程の制定

受託者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。

ア 事業の目的及び運営の方法

イ センターの職員の職種、員数及び職務の内容

ウ 開所日及び執務時間

エ 事業に係る個人情報の取扱

オ その他運営に関する重要事項

②身分を証する書類の発行

受託者は、センターの職員に対し、その身分を証する書類を発行するものとする。職員がその業務を行うときは、同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。

③センターの職員に対する研修の実施

受託者は、センターの職員の資質の向上のため、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。

④窓口の設置

受託者は、受託業務に関して、結婚を希望する県民やその家族からの相談を受け付けるための相談窓口を設置するものとし、苦情等があった場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、その内容を速やかに県に報告するものとする。また、相談内容については、可能な限り記録し、半期ごとにとりまとめ県に報告すること。記録内容については、相談内容の概要（「利用手続き」、「結婚に対する悩み」など）、相談方法（電話、来所など）、対応時間、相談者の属性（本人、家族、性別、年代など）等簡易なものとし、各相談内容の詳細を求めるものではない。

なお、相談窓口を設置するにあたっては、あらかじめ相談を受ける曜日、時間を設定する、事前予約を可能にするなど効率的に運用できる工夫を行うこととし、月8日以上、1日当たり4時間以上相談を受け付けることとする。

⑤記録の保存

受託者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

(5) 市町への支援

結婚支援に取り組む、または取り組もうとする県内市町に対し、専門的見地から、イベント実施に向けた助言等を行うとともに、要請があった場合は、「出逢い応援

団体」の実施するイベント等と同様の方法で周知を行う。

（６）その他の業務

上記（１）～（５）の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要なその他の業務を行う場合には、予め県と協議するものとする。

４ 管理及び運営上の注意事項等

センターを管理・運営するにあたっては、公的機関が行う事業として、県民の信頼を損なうことのないよう、利用者の個人情報の管理の徹底やトラブルの未然防止について細心の注意を払いつつ、次のとおり進めることとする。

- （１）利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- （２）業務の遂行に当たっては、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて利用したり、他人に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- （３）業務の遂行に当たっては、三重県が委託して設置するセンターとして、事業効果の県域全体への波及を念頭に、イベント等の募集や結婚支援事業の開催については、広域的な実施を心がけるとともに、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

５ 県への報告

業務を受託した事業者は、以下について報告及び書類を保管すること。

（１）活動報告

委託業務については、定期的に三重県子ども・福祉部少子化対策課と打ち合わせを行いながら進めるとともに、活動報告として月例報告書を定められた期日までに提出することとする。

また、月例報告書を踏まえて、県と定期的に情報共有する打ち合わせの場を設定すること。

【活動報告の内容】

（月例）

- ・ 情報提供した内容がわかる資料
- ・ イベント情報提供状況等報告書
- ・ イベント開催状況報告書（開催日時、参加者、カップル成立数）
- ・ カップルの支援状況
- ・ 成婚状況報告書

- ・「出逢い応援団体」、「出逢いサポート企業」登録状況報告書
- ・＃思いやりアクションに関する報告（サポーター登録状況（新規）、登録内容、利用状況）
（半期）
- ・相談記録

（２）実績報告

委託業務が完了したときは、実績報告として業務報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。

【実績報告（業務報告書）の内容】

- ・専用ホームページの管理内容
- ・専用サーバの保守実績
- ・交際支援実績報告書
- ・イベント情報提供実績等報告書
- ・イベント開催実績報告書
- ・成婚実績報告書
- ・「出逢い応援団体」、「出逢いサポート企業」登録実績報告書
- ・＃思いやりアクション取組報告（利用状況を含む）

6 契約条件

（１）委託業務名 令和２年度みえの出逢い支援事業にかかる業務委託

（２）委託期間 令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

（３）成果品 活動報告及び実績報告（各１部）

（４）成果品の提出期限

上記（３）のうち、活動報告（月例報告書）は、翌月の１０日まで（但し、令和３年３月の報告は同月末日まで）、実績報告（業務報告書）は、令和３年３月末日までに提出する。

※いずれも、紙ベース（又は現物）及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を保管したCD（DVD）－ROMを提出することとする。

（５）履行実績にかかる注意事項

令和２年度末実績において、連携した取組を行った企業・団体数が（３（１）②オに記載）目標の９０％に満たない場合には、業務実施内容を詳細に聞き取った上で、委託費用のうち固定経費（人件費、サーバー保守料等）を除く部分について契約額からの減額を行う場合がある。

7 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- また、三重県会計規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等によ

る不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.3 委託業務の引継ぎ

受託者は、本契約の終了に際し、三重県又は三重県が指定するものに対し、受託者の費用で委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。

引継ぎにあたっては、センターが保持する個人情報や、専用サーバもしくはクラウド等を含むシステムの取り扱い等について、三重県と協議するものとする。

なお、引継ぎにあたっては、センターが保持する情報の取扱い等について、CSVやXML形式等、他のシステムでも読み込み可能な形式で抽出できるようにすること。また、抽出データについて、データ構造を表す資料を作成し提供すること。ただし、その必要性を含め、その都度三重県と協議するものとする。

1.4 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。

ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

- ・本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。

- ・個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県子ども・福祉部少子化対策課と協議のうえ、決定することとする。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

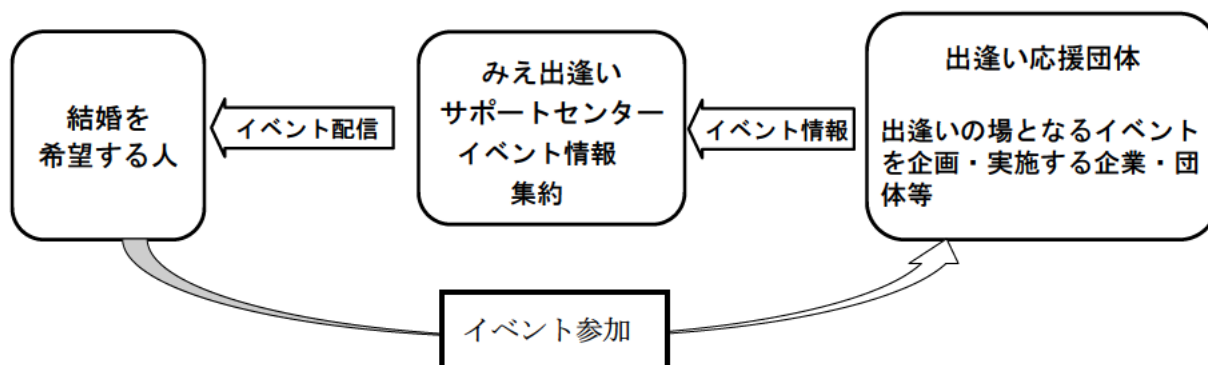
三重県子ども・福祉部少子化対策課 担当 青木・上出

Tel : 059-224-2404 FAX : 059-224-2270

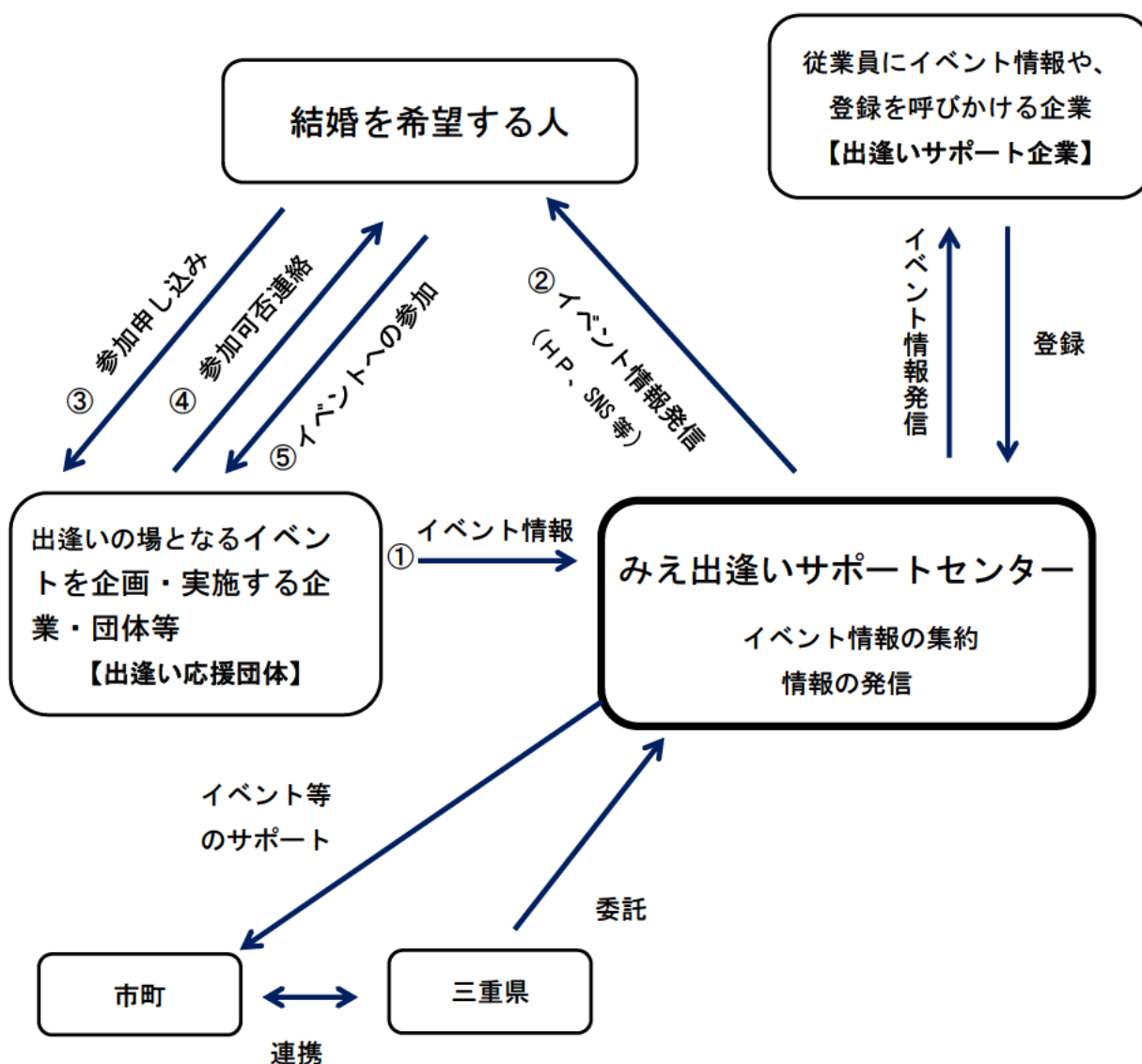
E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp

出逢いの場の情報提供 概念図

①概要（結婚を希望する人、サポートセンター、出逢い応援団体関連）



②詳細（すべての関係機関等との関連）



別紙 2

社会全体で結婚を応援する気運醸にかかる業務

結婚を希望する人を応援する地域づくりをさらに進めるため、多様な企業などと連携しながら、社会全体で結婚を応援する気運を高める取組を実施する。

(主な取組)

＊思いやりアクションの取組

「思いやりアクション」とは、夫婦・恋人がパートナーに対する「感謝」「愛情」「信頼」といった思いやりの気持ちをカタチにして伝えること。

県では、「思いやりアクション」を通じて「しあわせのミエる化」を推進し、結婚に対するポジティブなイメージを発信している。

＊具体的な取組

①みえ #思いやりアクションパートナーの募集

「夫婦・カップル向けギフトセット」や「夫婦・カップル向けメニュー」の提供、「夫婦割」「カップル割」などの割引サービスなど、自らの経済活動の中で「#思いやりアクション」を応援する小売店や飲食店などを「みえ #思いやりアクションパートナー」として募集する。

②#思いやりアクションパスポート

「みえ #思いやりアクションパートナーに登録した小売店や飲食店などの情報（取組内容・クーポン）WEB サイトに登録する。（各店舗で特典を利用する場合には、パスポートを店舗で提示する。）

